

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、遵法経営と株主利益の尊重を大前提に、経営効率の追求による利益の最大化を図り、その結果については透明性の高い情報開示を通じてステークホルダーの理解を得ることが重要と考えております。そのためには、監査役の独立性・実効性の確保による取締役等の職務執行への監視機能の強化、取締役による合議を通じた迅速な意思決定と相互監視、適時情報開示を行う体制構築等を実施し、当社ステークホルダーの利益極大化を図ります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社KIM	3,285,000	27.20
管理信託(菊池功口)受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,299,000	10.70
菊池昭夫	1,117,500	9.20
齋藤恵美子	1,110,000	9.20
菊池製作所従業員持株会	177,361	1.50
庄司 豊	80,000	0.70
金子 秀世	59,100	0.50
楽天証券株式会社	47,200	0.40
住友生命保険相互会社	42,000	0.30
明石 陽三郎	26,500	0.20

支配株主(親会社を除く)の有無	菊池 功
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	4月
-----	----

業種	金属製品
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、当該取引内容の検討を他の取引先と同様に行うこととし、支配株主以外の株主の利益が害されることのないよう適切に対応する予定であります。

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横倉 隆	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横倉 隆			企業経営者としての豊富な経験、技術及び幅広い見識を有しております。その見識を生かし、当社の経営に対する監督機能や強化など経営全般に係るご助言をいただけるものと選任されたものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役会と会計監査人との間で、適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。また、当該連携には監査計画、監査体制及び監査の実施報告を受け、今後留意すべき点についての共有がなされております。

なお、2021年4月期の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名: 岡野 隆樹、貝塚 真聡

また、当社は、内部監査専任の担当者を1名選任しており、代表取締役の命により、内部監査を実施しております。なお、当該内部監査担当者として監査役会及との間では、適宜情報交換の場が設けられており、その場において、内部監査計画及び内部監査の報告を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉本節次	他の会社の出身者													
馬場榮次	他の会社の出身者													
神山貞雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本節次			金融機関での勤務経験を有することから、経営全般の監査、監督をすることで、当社のコーポレート・ガバナンス体制が更に強化できると判断しており、一般株主との利益相反に該当する事実はないと判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、取引所の定める独立性判断基準において該当する事項はなく、独立役員として指定し、届け出ております。

馬場榮次		弁護士として法務・コンプライアンスに関する知見及び経験が豊富であることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制が更に強化できると判断しており、一般株主との利益相反に該当する事実はないと判断し、社外監査役に選任しております。
神山貞雄		公認会計士、税理士として会計及び税務に関する知見及び経験が豊富であることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制がさらに強化できると判断しており、一般株主との利益相反に該当する事実はないと判断し、社外監査役に選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2019年7月25日開催の第44回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額報酬とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しました。

ただし、当該報酬額は、原則として、3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度16百万円以内での支給に相当すると考えます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の数、以下の通りです。なお、個別報酬は、1億円以上を支給している者がいないため、開示しておりません。

取締役 62百万円 6名

社外役員 12百万円 5名

(注)

1 使用人兼取締役5名に対して支払った使用人給与額(賞与含む)は30百万円で、上記金額には含めておりません。

2 上記のほか、将来の役員退職慰労金の支払いに充てるため、2021年4月期に、取締役及び監査役合計7名に対し13百万円を役員退職慰労引当金繰入額として計上しております。

3 2021年4月期に、取締役合計5名に対し9百万円を譲渡制限付株式報酬として計上しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2005年7月29日開催の定時株主総会において、年額170,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とすることでご承認いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は7名でありました。

監査役の報酬限度額は、2005年7月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内とすることでご承認いただいております。なお、上記決議時において、監査役の員数は3名でありました。

上記の報酬限度額とは別に、取締役(社外取締役除く)に対する譲渡制限付株式報酬として2019年7月25日開催の第44回定時株主総会において年額16,000千円以内とすることでご承認いただいております。なお、上記決議時において、取締役の員数は7名であり決議の対象とされた役員は5名でありました。

役員区分ごとの報酬等の額又はその算定方法の決定に関する事項は、以下のとおりであります。

(取締役)

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位、職務の内容を元に当社の業績及び世間水準、従業員給与との整合性等を考慮しております。取締役の固定報酬は基本的には金銭報酬であり、譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につきましては、取締役会にて決定しております。

取締役の具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役の一任を受けた代表取締役社長菊池功が、代表取締役任意の諮問機関として社外役員を過半数とする報酬諮問委員会の意見を踏まえ、決定しております。当事業年度におきましては、2020年7月29日開催の取締役会にて代表取締役社長菊池功への一任を決議しております。また、取締役会が、代表取締役菊池功に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることによります。

なお、代表取締役菊池功から示された報酬額については、上記の方針によって示されたものであり、決定方針に沿うものであると取締役会において判断しております。

(社外取締役)

業務執行から独立した立場であることから、固定報酬である「基本給」のみとしております。

(監査役)

監査役の報酬等の額は、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬である「基本給」のみとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役が求めた場合、原則として、その職務を補助すべき使用人(総務部)を、独立した立場によりこれに充てることとしております。社外監査役は取締役会をはじめ経営上の重要な会議に出席し、重要な業務文書、各種報告等の閲覧を通じた日常的な経営情報の収集と経営監視を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しております。経営上の重要な事項についての意思決定を、当社事業に精通した取締役により構成される取締役会が行うことにより、経営効率の維持・向上を図ることとしております。一定の独立性が確保された社外監査役3名により、またこれらにより構成される監査役会により、経営の健全性と透明性の維持を図っております。

取締役会は、取締役7名、うち社外取締役1名で構成されており、月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催することとしており、取締役会では、法令及び会社の規程に定められた重要事項の審議や意思決定のほか、月次の業績報告等が行われるとともに、業務執行の監督をしております。当社は監査役会を設置しており、過半数を会社法第2条第16号に定める社外監査役としております。

監査役会は、監査役3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は、毎月の取締役会に出席し取締役の職務執行監査を行い、同日に監査役会を開催しております。監査役会では各監査役の意見の相互調整を行い、監査役機能の独立性と強化を図っております。

経営会議は、代表取締役社長を含む全取締役、常勤監査役及び部長、その他代表取締役社長が指名する者で構成されており、月1回の定例経営会議を開催することとしております。取締役会に付議する事項を含む全ての業務執行事項について、その方向性や方針の確認等の意思決定プロセスを含めた審議をし、業務執行組織の長である代表取締役社長に適切な助言を行う合議体として、経営意思決定の迅速化に努めております。また、取締役会決議事項や経営戦略上の重要な事項についての方針、意思決定に至らない事項につきましても審議をしております。

コンプライアンスの実態確認と、内部牽制機能を果たすため、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設けております。内部監査室は、年間の内部監査計画を策定し、内部監査を全ての部署において実施しております。実施した内部監査内容につきましては、代表取締役社長に「内部監査報告書」を提出し、報告をするとともに、代表取締役社長の指示を受けて被監査部門に改善勧告し、改善状況を確認する体制を構築しております。

監査の状況、監査役機能強化に関する取組状況については、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載のとおりであります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模を勘案し、これに見合った効率的な経営追求のためのコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、社外取締役1名を選任しております。また、社外監査役3名による監査を実施しており、社内取締役7名に対しての監査行為は、客観性及び中立性を確保しつつ経営の監視機能を果たし得るものであり、現時点では最も合理的なガバナンス体制を構築しているものと認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が4月であることもあり、集中日を避けた2021年7月28日に、第46回定時株主総会を開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後と第2四半期決算開示後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	個人投資家向けIRも重視しており、その一環としてホームページに決算情報その他適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画部を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において、ステークホルダーを尊重する旨規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、CSRを遵守し、その考え方を社内に定着すべく活動しております。またISO14001について認証取得しており、環境の保護に取り組んでおります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムを下記のとおり整備しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンスに関する規程及び当社グループ全体に適用する企業行動規範を制定しております。
- ・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会直属のコンプライアンスに関する委員会を置いております。
- ・当社及び当社グループのコンプライアンス・リスクを認識し、各部門とともに法令遵守に努めております。
- ・当社及び当社グループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、通報の運用に関する規程を定め、適切な運用を図っております。
- ・内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的記録により、経営判断等に用いた関連資料とともに文書管理規程に基づき保存しております。
- ・取締役または監査役等から要請があった場合に備え、これらの文書等を閲覧可能な状態を維持しております。
- ・内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行い、被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクの適正な管理を図るため、リスクに関する規程を定め、これの管理責任部門を設定しております。
- 当該部門は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進しております。
- ・事業活動に伴う各種のリスクについては、リスク管理に関する規程を定めて対応しております。
  - ・事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとります。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応いたします。
  - ・リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施しております。
  - ・内部監査室は、リスク管理体制について監査を行い、被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずることとしております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、原則として月1回以上の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- ・取締役は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に業務を執行しております。
- ・事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、原則として月1回以上の経営会議を開催し、当社グループの重要事項について審議しております。
- ・事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図っております。
- ・内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行い、被監査部門は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講じております。

(e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する企業行動規範を定めております。
- ・法令遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンスに関する規程を制定し、研修及び周知その他必要な諸活動を推進し、管理しております。
- ・当社グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理に関する関係会社管理規程を定める。グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部署が適切な指導を行っております。
- ・内部監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制について監査を行い、被監査部門は是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講じております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えております。「反社会的勢力対応規程」を制定しており、この規程に基づき、外部専門機関への調査依頼やインターネット検索による方法で、株主、取引先等の反社会的勢力の該当性を確認しております。また、反社会的勢力への組織的な対応を目的として、定期的に全従業員を対象に研修を実施しており、その後の新入社員に対しても入社時に同様の研修を実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

(適時開示体制の概要)

【決定事実】

決定事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、主管部門・子会社が情報取扱責任部門(経営企画部)に報告することとしています。経営企画部は、開示の要否を検討し、開示が必要な場合には、内容を取りまとめたうえで、取締役会での意思決定等を経て、情報取扱責任者、経営企画部が窓口となり、当該情報を適時開示することとしています。

なお、必要に応じて会計監査人による監査および弁護士、税理士等によるアドバイスを適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

【発生事実】

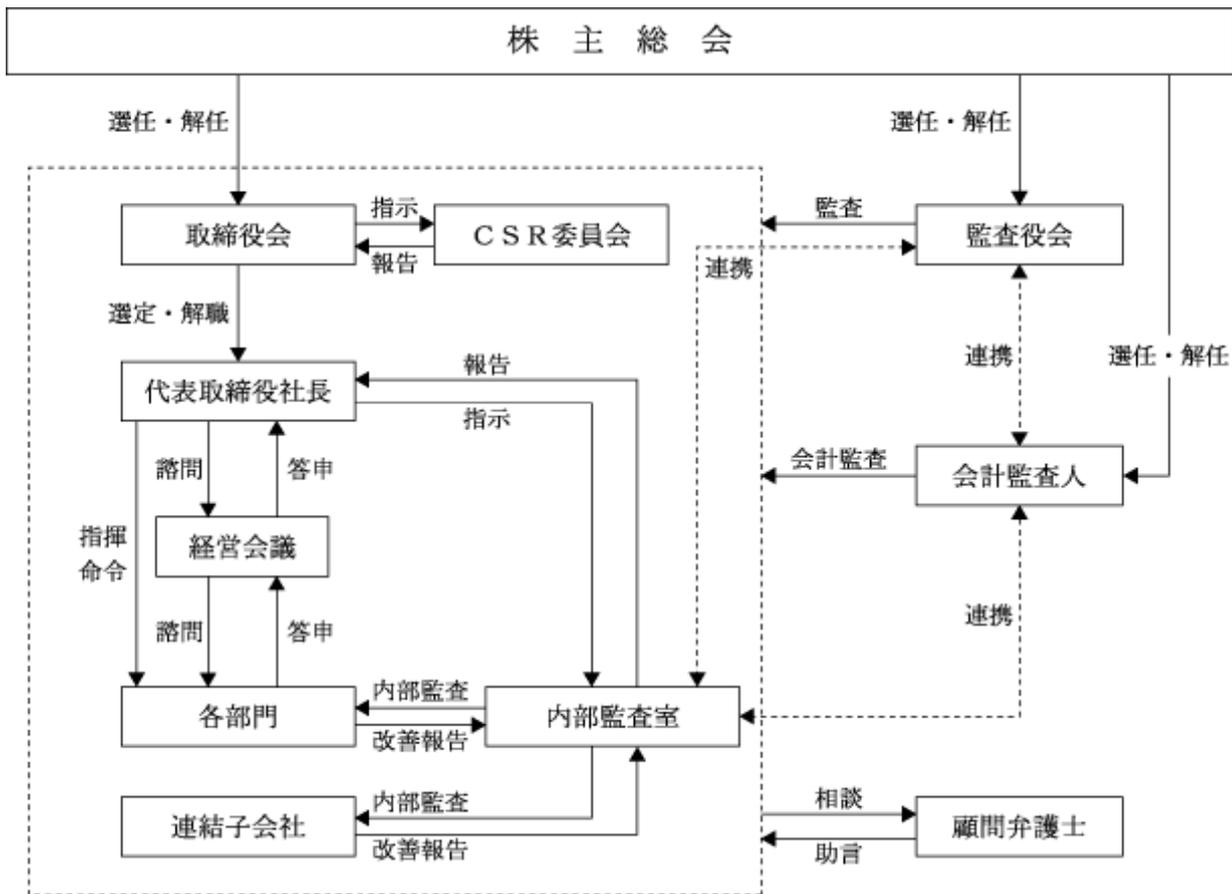
発生事実については、適時開示情報となる可能性ある事象が発生後、主管部門・子会社が経営企画部に報告することとしています。経営企画部は、開示の要否を検討し、開示が必要な場合には、内容を取りまとめたうえで、情報取扱責任者、経営企画部が窓口となり、当該情報を適時開示することとしています。

【決算情報】

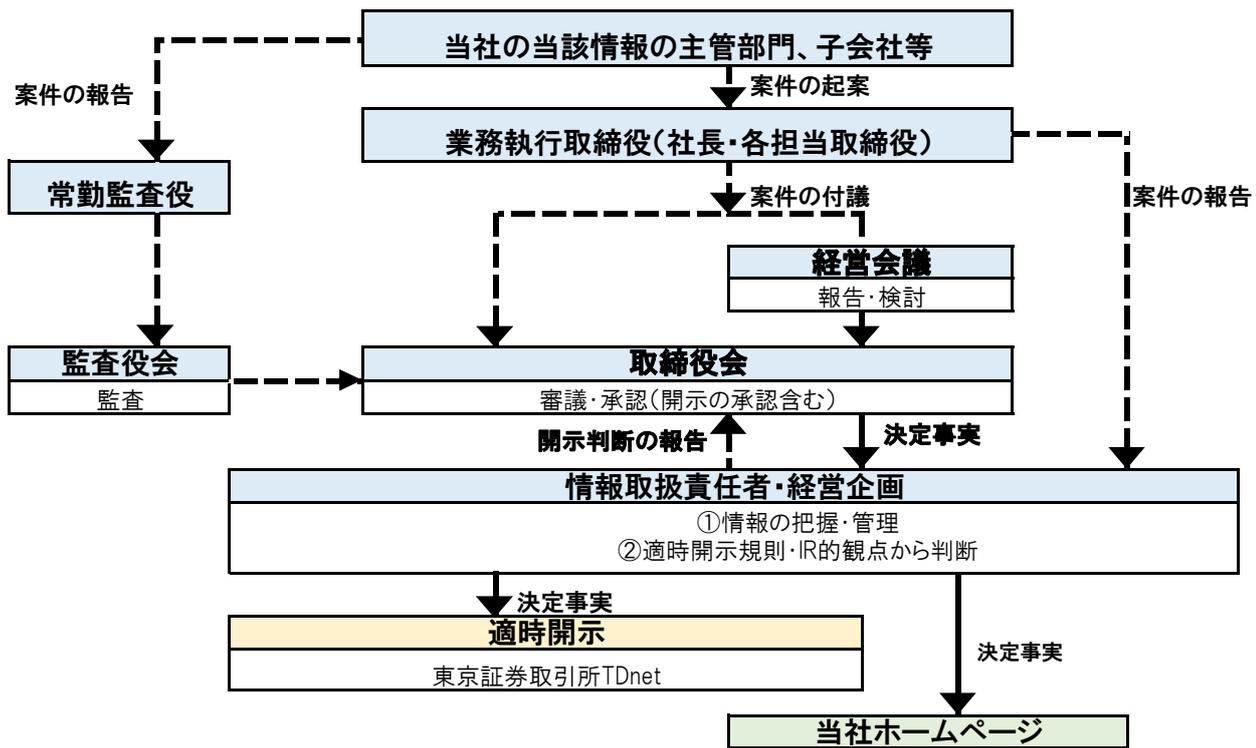
決算に関する情報については、経理部が作成、管理、開示を行っております。適時開示情報となりえる可能性が生じた時点で、経理部、経営企画部が連携して、適時開示の要否の判断や開示内容のとりまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、情報取扱責任者、経営企画部が窓口となり、当該情報を適時開示することとしています。

なお、決算数値等については会計監査人による監査並びに監査役会の監査を経て、原則として45日以内に実施するよう努めております。

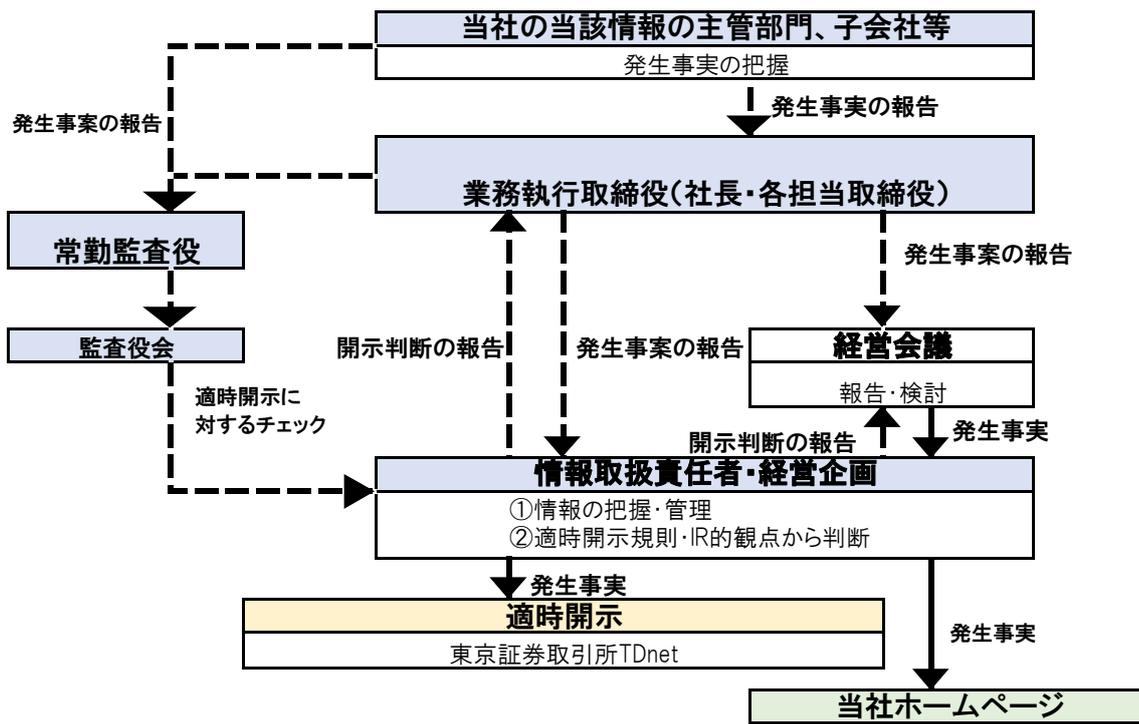
【コーポレート・ガバナンス体制】



【決定事実】



【発生事実】



【決算情報】

